

# 広島県自転車の活用の推進及び 安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の素案について

## 1 条例制定の目的

県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に向け、自転車の活用の推進や安全で適正な利用促進を総合的に図るため、県民、事業者、自転車利用者、県等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める。

## 2 主な施策内容

コロナ禍や脱炭素化社会等の社会的背景状況を踏まえ、次の内容を有する条例を新たに策定し、県民等と一体となって、自転車の活用及び安全で適正な利用促進の取組をさらに推進する。

- ・あるべき姿の実現に向けて、県民、事業者、自転車利用者、県などの役割を明らかにする。
- ・自転車の活用推進及び安全で適正な利用に関する基本的施策を定める。
- ・安心な利用の促進に向けて、自転車利用者への保険加入義務を定める。

## 3 本条例素案の特徴

### (1) 「自転車の活用の推進」について規定している。

本県での、自転車活用推進の象徴的な事例として、ナショナルサイクルルートを有していることから、本条例素案では、県民や事業者に対し「基本理念の理解を深め、自転車の活用の推進を図る」ことを努力義務としている。

なお、「自転車の活用の推進」を規定している都道府県は、3道府県（北海道、富山県、福岡県）であり、本県が4道県目である。

### (2) フードデリバリーサービス業者への安全確保について規定している。

自転車によるフードデリバリーサービスの拡大に伴い、個人事業主である配達員の交通マナーが問題になっていることから、運営会社も「事業者」として、配達員（個人事業主）に対して交通安全や交通事故防止に関して対応を行うよう条例素案第7条第2項へ規定している。

なお、業務委託や媒介、取次ぎ等、これらの場合を条文化しているのは、全国で初である。

### (3) 自転車損害賠償保険等への加入義務化について規定している。

自転車事故に伴う高額賠償事例があり社会問題化していることから、万が一の事故に備え、安心して自転車を利用できるよう促進していくため、自転車損害賠償保険等への加入について義務としている。

## 4 第2回委員会での論点

- 事業者の役割として、事業者（運営会社等）から他の事業者（配達員）に対して、自転車の安全で適正な利用を求める努力義務を設けることで妥当か（第7条第2項）。
- 自転車損害賠償保険等への加入の義務を設けることで妥当か（第13条）。

## 5 今後のスケジュール

区分	6月	7月	8月	9月	10月
検討委員会		●第2回	←.....→ 第3回		
県議会				●議決	
県民		→.....→ パブリックコメント実施			

【参考】条例の背景・取組の方向

区分	背景	取組の方向
自転車の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 瀬戸内や中国山地など豊かな自然環境を生かしたサイクルツーリズムを推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車走行環境の整備</li> <li>・しまなみ海道サイクリングロードのナショナルサイクルルートへの指定 (R元.11)</li> <li>・サイクリングしまなみ (H26～) など国際的なイベントの開催など</li> </ul> </li> <li>○ 国が極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷低減, 国民の健康増進を図ることが重要として自転車活用推進法を制定 (H29)</li> <li>○ 広島県自転車活用推進計画を策定 (H31.3)</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症が拡大する中, 人との接触を低減する移動手段として自転車の利用ニーズが向上</li> <li>○ 自転車の活用は, 地球温暖化対策や大規模災害における移動手段としても有効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会的問題の解決手段として自転車の活用が見直されている中, これまでサイクルツーリズムの推進などによる地域活性化に取り組んできた本県においては, <u>県民や事業者等と一体となった自転車活用の意識醸成を図る</u>ことにより, 社会的・経済的な効果の更なる向上を目指す。</li> </ul>
安全で適正な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車事故件数は減少傾向にあるが, R3 自転車事故は 964 件発生</li> <li>○ 配達目的等での自転車利用者が増加する中, 危険な運転が社会問題化</li> <li>○ 県民アンケート調査 (R2) では, 自転車の点検整備 <b>54.5%</b>, 乗車時のヘルメット着用 <b>12.3%</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>自転車利用者の安全で適正な利用に対する意識向上</u>を図ることにより, 自転車の関係する交通事故防止や被害軽減を目指す。</li> </ul>
自転車損害賠償保険等への加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車事故に伴う高額賠償事例があり社会問題化</li> <li>○ 関係団体と連携し, 保険の必要性等を周知</li> <li>○ 保険への加入率は全国平均 <b>59.5%</b> (R2) に比べ, 広島県 <b>51.2%</b> (R2) と低調 (AU 損保統計)</li> <li>○ 条例を定めた <b>39</b> 都道府県のうち, <b>30</b> 都府県が保険等への加入を義務化</li> <li>○ 条例で加入義務を定めた自治体においては, 保険加入率が向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 万が一の事故に備え, 保険加入の更なる促進を図ることにより, <u>自転車事故の被害者の迅速な救済や, 加害者の過度な負担を防止する</u>。</li> </ul>